

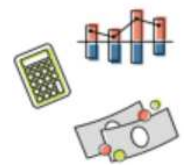
家計の立て直しのための

～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計の改善が認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

相談から支給の流れ

転居費用補助の支給を申請する場合には、家計改善支援事業により支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難と認められることが要件の1つとなっているため、まずは、家計改善支援の実施が必要となります。



STEP 1

相談

申込

プラン
作成家計改善
支援要転居
証明交付

STEP 2

転居費
用申請

審査

決定

初期費用の
支給

転居

引越費用等
の支給支給額
確認

- 1 家計改善支援事業とは・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象経費・①支援上限額・②支給方法・・・・ 1
- 3 支給要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 適正な受給のため・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 収入・資産要件早見表・・・・・・・・・・ 8
- 7 申請するために必要なもの・・・・・・・・ 9

（お問い合わせ先）
伊丹市くらし・相談サポートセンター
〒664-8503
伊丹市千僧1丁目1番地（市役所1階）A-8番窓口
TEL : 072-780-4344

お金のやりくりについて専門相談員がサポートします。

生活費のやりくりがうまくいかない方に、収支のバランスや借金の状況などを整理し、自ら家計を管理できるようアドバイスします。

家計改善支援事業利用には申込みが必要になります。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・転居先への家財の運搬費用 ・ハウスクリーニングなどの現状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

① (支給額上限)

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準に基づく額×3

<参考>伊丹市の生活保護の住宅扶助基準に基づく額

単身世帯：40,000円 2人世帯：48,000円 3人～5人世帯：52,000円

<参考>伊丹市内転居の場合

※支給金額は転居先の自治体によって異なります。

単身世帯	2人世帯	3～5人世帯
120,000円	144,000円	156,000円

② (支給方法)

原則として、伊丹市が不動産仲介業者等の口座に直接振り込みます。

※転居に要する経費が支給額上限を超える場合、差額については自己負担となります。

※給付金支給後、実際の支出額が支給額を下回った場合、差額を返還していただきます。

※支給対象とならない経費等は、直接不動産仲介業者等にお支払ください。

申請時に次の①～⑪にすべてに該当する方が対象になります。

□	① 基本要件	基本要件申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計金額(以下、「世帯収入額」という)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。											
□	②収入減期間要件	申請日の属する月において、収入減少した月から2年以内であること。											
□	③生計維持要件	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。											
□	④収入要件【P3参照】	申請日の属する月における世帯収入額が、基本額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額(※)を合算した額(収入基準額)以下であること。※申請者が持家である住宅等に居住している場合または住居を持たない場合は、その居住の維持または確保に要する費用の額とし、該当費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。											
□	⑤資産要件	<table><tr><td>世帯人数</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人以上</td></tr><tr><td>金融資産上限額</td><td>552,000</td><td>834,000</td><td>1,000,000</td></tr></table>				世帯人数	1人	2人	3人以上	金融資産上限額	552,000	834,000	1,000,000
世帯人数	1人	2人	3人以上										
金融資産上限額	552,000	834,000	1,000,000										
□	⑥家計改善に関する要件	家計に関する相談支援において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減するまたは転居に伴い家賃が上がる(持家からの転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。											
□	⑦類以給付に関する調整規定	自治体等が法令または条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類以の給付等を申請及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。											
□	⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)2号条6号に規定する暴力団員でないこと。												
□	⑨ 現在、生活保護を利用していないこと。												
□	⑩ 過去に住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けていないこと。もしくは、過去に住居確保給付金の転居費用の補助の支給を受けたが、その支給が終了した月の翌月から起算して1年経過していること。												
□	⑪ ①～⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書(様式1－2A)】の内容について誓約および同意すること。												

収入基準額について

申請日の属する月における、世帯収入額が、次の「収入基準額」を超えないこと。

○収入とは給与収入、事業収入（自営業等）、公的年金（失業給付・年金等）
その他恒常的な収入（仕送りなど）申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】＝（総支給額）社会保険料天引き前－（交通費支給額）非課税

【自営業等の事業収入】＝（総収入金額）－（必要経費）純利益

（＊確定申告に準ずる）

世帯員数	①収入基準額 ②基準額＋申請者家賃(③家賃上限額)	④収入上限額
1人	92,000＋申請者家賃(上限40,000円)	132,000
2人	139,000＋申請者家賃(上限48,000円)	187,000
3人	172,000＋申請者家賃(上限52,000円)	224,000
4人	214,000＋申請者家賃(上限52,000円)	266,000
5人	255,000＋申請者家賃(上限52,000円)	307,000

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	1人	2人	3人以上
金融資産上限額	552,000	834,000	1,000,000

収入要件について

③家賃上限額
(上記の表転記)

現在申請者の家賃(※1)

※1

- 家賃額には共益費・管理費・駐車場代は含みません。
- 申請者が持家または住居を持たない場合、その居宅の維持または確保に要する費用の額となります。

・持家の場合

固定資産税、火災保険の当該住居の維持にかかる費用など

・住居を持たない場合

ネットカフェ利用料の寝泊まりする場所の確保に要する費用など

AとB比べて小さい方

②の基準額を参照

あなたの収入基準額

申請月の世帯収入額

C 円	+	D 円	=	E 円	F 円
--------	---	--------	---	--------	--------

Eが大きい場合は

Fが大きいまたは
同じの場合

対象

対象外

住居確保給付金の申請から決定まで

STEP 1



①相談

家計の見直しなど、まずは困っていることや解決したいことをお聞かせください。

②利用申込み

家計改善支援事業の利用申込をします。

③プラン作成・目標設定

家計の見直しや、その他のお困りごとについて一緒に整理をします。
解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを作ります。

④家計改善支援事業の実施

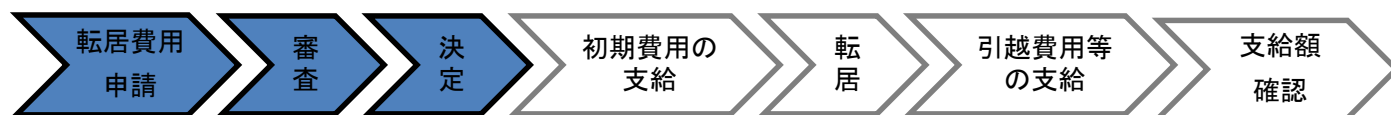
家計の状況の改善のため、現在の収入や支出の状況を把握し、家計の状況の「見える化」を図ります。
また、家計収支を改善し、家計管理能力を高めることができるよう「家計収支表」や必要に応じて「キャッシュフロー表」の作成を行うとともに、家計の改善のために転居が必要であること及び転居のための費用の捻出が困難であることを確認します。

⑤要転居証明書（様式１０）の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には「要転居証明書（様式１０）」の交付がされます。

STEP 2へ（次ページ）

STEP 2



⑥転居費用申請

必要書類を添付し、申請書及び申請時確認書を伊丹市くらし・相談サポートセンターに提出します。

上記の提出を受け、伊丹市くらし・相談サポートセンターより、提出を受けた申請書の写し（コピー）の交付と同時に、「入居予定住宅に関する状況通知書」の書類を配布します。

⑦転居先の住居の確保及び不動産仲介業者との調整

申請者は家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

【注意事項】

- ・支給の審査及び決定は、審査に必要な書類（添付書類及び追加確認書類）が一式揃ってからになります。
- ・審査に必要な書類が揃ってから支給まで約1か月程度の期間を要しますので、初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等について、あらかじめ不動産仲介業者等と調整をお願いします。

⑧下記の追加書類を伊丹市くらし・相談サポートセンターへ提出

- ・不動産仲介業者から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書。
- ・転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書

⑨伊丹市くらし・相談サポートセンターで審査し、決定内容について本人へ通知

----- 以下は支給決定された場合の流れ -----

STEP 2の続きへ
(次ページ)

STEP 2の続き



支給決定後の流れ

⑩不動産仲介業者等に住居確保給付金が支給決定された旨を本人から報告
また、不動産仲介業者等の指定の口座へ伊丹市役所から初期費用が振り込まれます。

【注意事項】

- ・転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は自己負担になります。
- ・転居に要する費用の実際の支払額が支給決定額を下回った場合は、差額分を返還していただきます。

⑪転居・家財道具の運搬費用等の支給

家財道具の運搬費用等も、業者の指定の口座に伊丹市役所から振り込みされます。

【注意事項】

- ・初期費用が決定通知書に記載の支給額を超える場合、家財道具の運搬費用等は支給されません。

（例）支給決定額120,000円 ≤ 初期費用120,000円以上 のとき
運搬費用等は支給されません。

⑫転居後、住居入居日から7日以内に住居確保報告書（様式5）及び必要書類を伊丹市くらし・相談サポートセンターへ提出

下記の書類を提出してください。

- ・住居確保報告書（様式5）
- ・賃貸契約書の写し
- ・新住所における住民票
- ・実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

- ◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の受給終了後、
 - ・ 受給者と同一の世帯に属する人が死亡された方
 - ・ 申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する人が離職、休業等の状態にある方で世帯収入が著しく減少し、受給終了した月の翌月から起算して1年以上経過して場合であって、支給要件の条件を満たしている場合は再支給を受けられる場合があります。

5 適正な受給のため

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について伊丹市が徴収します。

【収入要件】

算定対象	算定対象外
○税引前の稼得収入 ・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象除外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） ・原稿料 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入の赤字は〇円（他の収入と通算しない） ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） ・家賃収入 ○税引前の収入全般 ・失業等給付 ・各種年金（国民年金、国民年金基金厚生年金、厚生年金基金、共済年金障害補償年金、遺族補償年金[労災保険]） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・仕送り（同配偶者等以外） ・養育費（右記以外） ・婚姻費用分担金 ・慰謝料（継続的なもの） ・障害補償費 ・健康保険傷病手当金 ・ボランティアで得た収入（交通費分は除く）	○特定の目的のために支給される手当・給付 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・公的年金における子の加算額 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） ○職業訓練受講給付金 ○各種保険金の受取 等（損害保険、学資保険生命保険[配当金含む]） ○一時的な収入 ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払いの仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） ○雇用継続給付（高齢・育児・介護） ○原則22歳以下かつ就学中の子の収入 ○給与等に含まれる通勤手当

【資産要件】

算定対象	算定対象外
○現金 ○預貯金、財形貯蓄 ○債権、国債 ○株式、出資金、投資信託、暗号資産	○生命保険 ○個人年金保険（養老保険） ○学資保険 ○確定拠出年金（個人型[iDeCo]・企業型）

※申請にあたり以下の書類の提出が必要です。

原本を提出いただき、市役所でコピーをとらせていただきます。

項 目	必要書類	
① 本人 確認書類	1 通で可能な書類 ☐ 運転免許書 ☐ マイナンバーカード ☐ 在留カード（外国籍は必須） ☐ パスポート（旅券）	2 通必要な書類（顔写真つきの証明書がない場合） ☐ 健康保険証 ☐ 住民票記載事項証明書 ☐ 戸籍謄本
② 離職等 関係書類	世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属するものが死亡、 又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認で きる書類。 【提出書類例】 ☐ 死亡証明書 ☐ 離職票 ☐ 解雇通知書 ☐ 有期雇用契約 ☐ 非更新通知 ☐ 雇用保険受給資格者証 ☐ 雇用保険受給者証 ☐ 退職証明書 ☐ 雇用主からの休業を命じられた文書 ☐ 自営業の廃業届 など	
③ 収入減少 関係書類	世帯収入額が、申請日を起点に2年以内に著しく減少しことが確認できる書類の写し。 【提出書類】 ☐ 収入減少前と現在の給与明細書や賃金明細書 ☐ 賃金明細書（給与明細） ☐ 預金通帳（申請日当時もしくは前日には記帳できていること）	
④ 収入関係書類	申請月、本人及び生計をひとつにしている同居人がいる場合の収入が確認できる書類。 <u>※無収入の場合は預金通帳で確認</u> （共働きの妻・親・兄弟・子供（学生以外）や同居者等収入がある者を言う）	
⑤ 預貯金等 関係書類	本人及び生計をひとつにしている同居人の金融機関の通帳等（複数ある場合はすべて） ※通帳の表紙と表紙の裏目（預金者氏名・金融機関名・支店名・口座番号が記載された ページ）直近3ヶ月分 ☐ 株式・投資信託等の証券口座保有の場合は申請時点の評価額が解かる資料を提出。 （該当画面をプリントアウトした書類等）	
⑥ 入居確認書類	☐ 賃貸契約書 ☐ 重要事項説明書 市内在住のものであること。	
⑦ 公共料金明細	☐ 電気 ☐ ガス ☐ 水道（3ヶ月以内のものをいずれか1点）居住実態を確認します。 ※住所、氏名が記載されているもの。	
⑧ 居住維持関係 費用 ※持ち家の場合のみ必要	☐ 持家である住居に居住している場合は、その住居の維持に要する費用の月額を確認で きる書類（固定資産税・火災保険料など）	
⑨ 転居費用 関係書類	☐ 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、現状回復費用等）がみこまれ る場合、その額及び内容が確認できる書類。 ※初期費用（対象経費）の合計額が支給上限を超える場合は不要	

住居確保給付金の申請をするために必要なもの (続き)

項 目	必要書類
伊丹市役所様式類	① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（転居費用補助）様式 1－2 ② 住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）様式 1－2A ③ 入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）様式 2－2 ④ 住居確保給付金要転居証明書 様式 10

決定後転居してから必要書類 （7 日以内に提出いただく書類）

転居後必要書類
☐ 住居確保報告書 様式 5
☐ 転居先の賃貸住宅に関する賃貸契約書の写し
☐ 新住所における住民票の写し （世帯全体、マイナンバーの記載のないもの）
☐ 初期費用の他に転居に要する費用があった場合、実際に支払った額を確認できる書類 （家財の運搬費用の領収書・原状回復費用の領主所など）